

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、説明会に代わり
掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称 ミスターマックス山口ショッピングセンター

所在地 山口県山口市大字黒川字大土手82 外

建物設置者 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

変更届出の要旨

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	午前10時	午後9時	<u>午前9時</u>	午後9時
株式会社ワッツ西日本販売	午前10時	午後9時	<u>午前9時</u>	午後9時
株式会社マックハウス	午前10時	午後9時	<u>午前9時</u>	午後9時
株式会社岩崎宏健堂	午前10時	午後9時	<u>午前9時</u>	午後9時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後9時	<u>午前9時</u>	午後9時

※_____アンダーラインは変更箇所を示す。

変更年月日 令和7年9月1日

届出書の縦覧場所
及び縦覧期間

【縦覧場所】山口県産業労働部経営金融課
山口市商工振興部ふるさと産業振興課
【縦覧期間】令和7年9月5日～令和8年1月5日
【意見書の提出先】山口県産業労働部経営金融課

※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル
TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283